

広報 なかがさき 2月号

平成13年 成人式

1月7日、長浜町中央公民館大ホールで平成13年成人式が開催され、町内の新成人者112人のうち、94人が記念式典に出席しました。

(P15に関連記事)

主な内容

- P2 第4回定例会
- P7 人権作文
確定申告
- P10 インフォメーション
- P12 国保関係
- P14 国民年金
- P15 新成人者名簿
- P16 ルネ・文芸
- P18 戸籍ほか



二十歳を迎えて 二十歳からの出発

第4回定例会



慎重審議が行われた第4回定例会

県営工事費など

十二年度一般会計補正予算

平成十二年度一般会計予算に、一億一千七百六十万四千円が補正され、予算総額は、六十三億六千七百七十三万三千円となりました。

なお、今回補正された主な使用道は次のとおりです。

【衛生費】環境衛生費として、町が土地開発公社から購入する王子ヶ丘墓地の土地購入費一千四十七万三千円を補正。

【農林水産業費】中山間地域等対策費として、事業費の組み替えによる減額及び中山間地域等直接支払交付金として一千九百二十万八千円を補正。

長浜町議会第四回定例会が、十二月二十日から二十二日までの三日間の会期で開かれました。今回の議会では、六人の議員による一般質問に引き続き、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、平成十二年度長浜町一般会計補正予算（第四号）などの議案十件が、いずれも原案のとおり可決されました。また、完全学校給食に関する請願書一件と、地域農業を守るための緊急対策を求める陳情書についての陳情案件一件及び、同意見書についての議会提案案件一件、例月出納検査の議会報告案件三件は、いずれも受理採択されました。

可決された主な議案、一般質問のあらましをご紹介します。

【土木費】県営工事費として、国の補正予算により追加割当のあった、長浜港の改修工事にかかる県営事業負担金四千四百六十六万六千円を補正。また、住宅建設費として、櫛生地区の公営住宅建設に係る土地造成工事に要する事業費二千三百二十六万八千円を補正。

地域農業を守るための緊急対策を 求める意見書

我が国の農業経営を守るため、輸入が急増している農畜産物に対し緊急輸入制限措置ができるよう要件を改善すると同時に、WTO農業交渉では、米等基礎的食糧を協定から除外することや、国内米の供給均衡を図り値中制限の復活など再生産に見合う価格水準にすることなどを、国に対して強く要望することが決まりました。

我が国の農業経営を守るため、輸入が急増している農畜産物に対し緊急輸入制限措置ができるよう要件を改善すると同時に、WTO農業交渉では、米等基礎的食糧を協定から除外することや、国内米の供給均衡を図り値中制限の復活など再生産に見合う価格水準にすることなどを、国に対して強く要望することが決まりました。

河川改修について

十三年度予算について



矢間 一 義 議員

職員の給与に関する 条例の一部を改正

人事院勧告による国家公務員の給与改定に準拠し、町職員の給与に関する条例の一部が改正されました。

改正の主なものは、期末手当が年間〇・一五か月削減され三・六か月となり、勤勉手当が〇・〇五か月削減され一・一五か月になりました。また、扶養手当は、配偶者以外の二人目までが五百円引き

一 般 質 問

優先的な下流域整備を 強く要望していきたい

質問：激特事業が今年度完成したが、今後下流域の十分な対策が必要と考える。町長の防災に対する考え方はどうなのか。また、ダムはうまく活用すれば治水効果は大なるものがあると考えますが、鹿野川・野村両ダムの運用・機能の見直しについて町長はどのような

見解を持っているか。さらに、新たな治水ダムの必要性についてはどう考えているか。最後に、大洪水時に赤橋が水没する恐れがあるが、どのような対応策を考えているのか。

答弁（町長）：河川改修は建設省で施工中であるが、また無堤地区も多く、優先的な下流域の堤防整備、自然環境に配慮した整備を強く要望しているところである。今後、肱川治水期成同盟会や肱川



長浜町のシンボル赤橋

改修促進協議会においても、早期完成に向け大幅な予算増額を陳情するなど強く要望していききたい。ダム運用については、堤防が完全に整備された場合、堤防と鹿野川・野村両ダムの洪水調整能力を併せ、仮に山鳥坂ダム計画の治水効果を含めても、治水の安全率は七十分の程度であることから、既存のダムの運用見直しは不可欠であり、ダムによる洪水調整は必要であると考えている。治水のみならず、環境問題も含め国・県に検討をお願いしたい。赤橋は、町のシンボルであり、国の登録文化財に登録されている住民生活の中でなくてはならない橋である。いづれ建設省から大和から下流の河川改修計画が示され

るものと思われるが、町市街地の安全と赤橋の保存、利用・景観等に配慮した中での改修を要請していききたい。

重点的かつ計画的に 推進していききたい

質問：十三年度予算編成の時期であるが、重点となる施策は何か。また、新たな取り組みは何か。

答弁（町長）：十三年度予算編成にあたっては、国・県の厳しい財政状況を踏まえ、事務事業費の徹底した節減に努めるよう指示しており、緊急度の高いものから重点的かつ計画的に推進していききたい。主要事業としては、港湾整備事業をはじめ、情報通信施設の整備、老人ホーム白山園の移転改築工事の年度内完成等の総合的な高齢者福祉サービス、農林水産業の基盤整備等に積極的に取り組んでいきたい。

重要かつ新たな事業としては、大和（郷）地区での、河川改修事業並びに水防対策特定河川事業による宅地の嵩上げを含む建物移転の円滑な推進と土地区画整理事業の推進、ハード面も含めた森林保全整備事業の推進、大和下平地区の集会所改築のほか、小学校・

保育所の統廃合に向けた当該地間の実情調査・研究や検討委員会の

設置、併せて地区説明会の開催を行いたいと考えている。

肱川漁業協同組合の指導について 公共事業の入札指名業者の 選定について

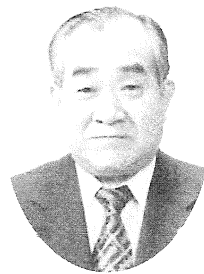
長浜港湾改修事業 （小型船だまり）について

山鳥坂ダム建設と分水事業について

稚アユ導入について 組合へ指導していききたい

質問：肱川漁協は、十三年も前から病気のある琵琶湖産のアユの稚魚を購入・放流している。町は当漁協に助成金を出していることから、十分指導すべきであると思うがどう考えるか。

答弁（町長）：肱川漁協に対する魚族育成協力助成金は、清流園建設に伴う肱川に対する影響を勘案し、稚魚放流の助成についての決定がされ、肱川漁協において魚放流計画に基づきなされているところである。大洲市五郎地区で発生したアユの大量死にかかる、生きたアユからの冷水病菌検出の報道は、町としても大変心配をしている。今後、状況の推移や調査結果を踏まえ、稚アユの導入につ



二宮 英 二 議員

いて組合へ指導していききたいと考えている。

今後の県の取り扱いを 見極めて対処していく

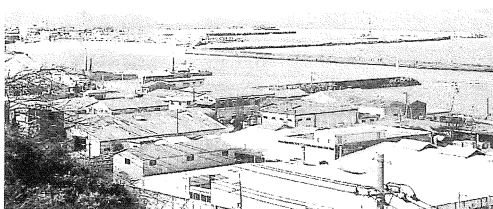
質問：県のトンネル工事にかかると西田興産の丸投げ疑惑がとりだたされているが、今後、町公共工事の指名業者から当該業者を外すべきではないか。

答弁（町長）：このことは、建設業法の下請けの報告義務違反と、一括下請けの可能性がある問題と認識している。現在、県において事実関係を調査している段階であり、今後の県の取り扱い等の推移を見極めて対処していききたいと考えている。

早期完成に向け 強力をお願いしていく

質問：長浜港湾改修事業（小型船だまり）は、昭和五十八年から約十八年たった今も完成を見えない。未だに漁協組合に対し施設等の相談もない上、外郭だけに七億円もの町負担をしている状況からも、事業を中止するのがいいのではないかと思うが、町長はどう考えているのか。

答弁（町長）：小型船だまりは、快適な環境緑地を兼ね備えたもので、水産振興の拠点としての利用はもとより、都市再開発に連動するものである。国・県の財政状況からも大変厳しい環境ではあるが、



早期整備が望まれる小型船だまり

今後も、漁協組合の皆さんと話をさせていたきながら、早期完成に向け強力にお願いしていくつもりである。

新たな計画が出た段階で 冷静な判断を

質問：町長は治水のダムは必要とのことであるが、治水だけのダムはあり得ない。治水の方法は他に何らかの形であるはずであり、山鳥坂ダム建設・分水には反対であることを国・県に早急に表明すべきと思うが、町長はどう考えているのか。また、十一月六日に事業見直し協議説明会が行われたが、翌七日、知事との面談での町長の意思表示はおかしいのではないか。

答弁（町長）：本町における治水対策は最も重要な課題の一つと考えており、既存のダムを含めた形での治水対策の強化、安全率のアップを期待したいと考えている。

十月三日の知事会談で、私は個人的見解として、「現在の基本計画は私たちの懸念が払拭されず、ノーと言わざるを得ない」と申し上げた。知事は、流域住民の問題や不安を解消できるような見直しを、建設省に働きかけてみることを提案されたので、その方向で見

直しをされるのであれば、材料は提供すると返事をしたわけである。十一月六日の説明会は、この知事会談と、その後の議会特別委員会及び全員協議会、山鳥坂ダム対策協議会理事会・総会を踏まえ、住民の皆さんに経過説明を行ったものである。冒頭の挨拶で、十一月七日に知事と面談する旨も発表させていただいており、決して町民の皆さんを無視したものではな

く、会談では「現計画は認められるものではない」旨の意思表示をさせていただいたのである。流域住民の懸念払拭に向けた、計画の見直しという局面であるが、新たな計画が出た段階で、長浜町としての考えを表明すればよいと考えている。今後も行政・議会・住民の総意づくりに努め、十分なる議論と冷静な判断をしていかなければならないと考えている。

治水事業の 進展について

町村合併について 河川敷利用法について

事業の推移の中で 国・県に要望して

質問：激特事業は完成したが、完全に水の被害を受けることがなくなったとは思えない。今後どのように治水事業に取り組むのか。また、樋門の内水はどのように処理していくつもりなのか。

答弁（町長）：治水事業の進展については、先ほどの矢間議員への答弁でご理解いただきたい。治



東 敦 弘 議員

水については、河川改修の早期完成と、既存施設を生かした安全度の向上を働きかけていきたい。

樋門設置箇所の内水処理については、背後の河川改修や排水処理施設の整備が考えられるが、事業の推移の中で国・県に要望していきたいと考えている。

合併協議会を 設置して議論を

有効活用について 協議をしていく

ならないと考えている。

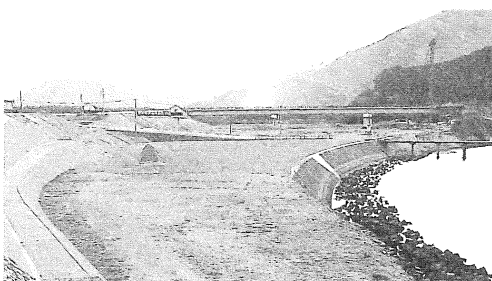
質問：合併問題は避けて通れない道であると考えます。今後の取り組み方等、どう考えているのか。また、合併協議会を設置し、円滑に進めることが望ましいと考えているが、どう思うか。

答弁（町長）：合併問題は、避けて通れない積極的な検討を要する喫緊の課題であると位置づけている。今月八日に、課長補佐を中心に自主的組織として発足した長浜町合併問題検討会の席上、「特例措置の期限である平成十六年度中に合併しなければ法の恩恵は無い。十三年度中には、合併に伴うメリット・デメリットなどを中心にした市町村合併に関する調査・研究を早急に行い、議会・住民の皆さんへの検討資料となる報告書の作成を」と指示しているところである。今後、研修、先進地視察、近隣市町村の動向調査、住民の意識調査をしていかなければならないと考えている。

質問：激特事業の完成に伴い、白滝地区に広大な河川敷が生まれている。建設省が策定した肱川河川敷整備構想の中にある白滝ミチゲーション構想も、現在全くの手つかず状態であるが、地域に還元される利用方法についてどう考えているのか。

答弁（町長）：加屋地区については、「失われた自然を復元する」ことを意味するミチゲーション思想に基づき、計画がなされている。当地区の河川敷利用については、平成五年に白滝地区から様々な意

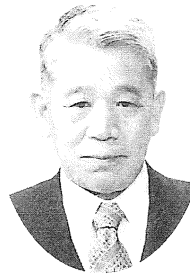
合併協議会については、タイムリミットからして、早く設置をして様々な観点から議論していただき、方向性を決めていかなければ



有効利用が望まれる河川敷（白滝）

見が出され、担当課と建設省とで協議を行った経緯があるが、財政計画・維持管理等の面で困難な状況にあり、実施できなかった。建設省では、この趣旨により白滝・柴両小学校に、植物や生物の観察を委嘱されたが、ミチゲーション

は失われた環境に対する代償措置のため、地元が考えるような施設にはならないようである。今後も、皆さんの意見を頂き、有効活用できないか建設省と協議を行っている。と考えている。



中野 茂明 議員

ダム建設・分水問題の 核心の部分で議論を

質問：十一月二十五日の、長浜町をまじめに考える会主催のダム分水反対集会の様子を、町職員が無断で録音したものが、書類となって町内に出回っている。だれの命令でやったことなのか。また、これには発言者のフルネームも入っており、圧力的なものを感じるが、町長はこれらのことをどう考えているのか。

答弁（町長）：長浜町をまじめに考える会主催の集会は、山鳥坂ダムの関係の公開の集会であり、

町民のご意見を参考にさせていた。そのため、私が所管の企画調整課西田課長・地域振興室洲尾室長に、会に出席して内容を報告するように指示し、所定の受付をして参加したものである。集会は、公開でマ

スコミ関係者も取材しており、当然洲尾室長も記録をして私に報告してくれたわけで、参加された住民の考えを議員の皆さんにも知ってもらうため、私が町議さん四人に渡したものである。

中野会長は、十二月十二日の記者会見で、「無断での録音。それが町内に流出」と言われているが、それより八日も早い十二月四日に、記録の存在とそれを所有し

ている部署を認めたと上で、担当者から記録のコピーを受け取っておられるが、理解ができない。さらに、十二日付けで教育長宛に、「無断録音の行為について」として申し入れ、回答を求められているが、根拠もなく職員が関与をしたと一方的に断定し、捜査当局に訴えるなどと主張されるに至っては、ただ啞然とするばかりである。これら前後関係を見ていると、何か意図的なものが非常に大きく働いているような気がする。また、

発言の自由の抑制ということであるが、テレビが入り顔が映っている中、発言者は、本当に自分の意見を出されたと思っている。いずれにしても、ダム建設・分水問題の核心の部分で議論をお願いした

山鳥坂ダム建設 分水事業について

議論を重ね 誤りのない判断を

聞きながら町政を進めてこられた町長の姿勢を、多くの町民が信頼している。このダム問題に対する基本姿勢はどうなのか。



東 信利 議員

質問：約七八〇〇人の反対署名など、全てではないが、みんなが肱川を守る会の皆さんの住民運動の成果として、山鳥坂ダムの現計画が白紙撤回ということになった。町長は、この組織、今までの運動に対し、どういう認識を持っているか。また、住民運動の意義をどう考えているか。

また、十一月二十九日の、本事業が継続されることが決まったとの新聞報道により、多くの町民の方は、「もうダムはできるようなったのか」というような誤解をされる方が大勢いる。計画の見直し協議を受ける真意と経過、今後の進め方について、町長はどう考えているのか。

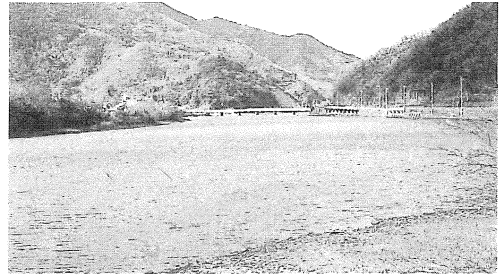
最後に、町民一人ひとりの声を

答弁（町長）：現基本計画の見直しに至った経緯については、説明したとおりであるが、本来、一旦決定した基本計画を見直すということは、大規模公共事業の中であまり聞いたことはない。事業評価監視委員会においても、流域住民の理解を得る必要性を指摘されており、今日までこの問題に取り組まれた議会・町民の努力が報われたと言っている。今後においても、民意を基本に対処して行かねばならないと考えている。

次に、見直し協議を受ける真意と今後の進め方であるが、長年本事業について真剣に取り組んできたことを踏まえ、八年前に作られた基本計画の受け入れはできない



私たちの肱川（長浜）



私たちの肱川（大和）

り、ダム建設・分水に合意をした
ということではない。本事業の賛
否については再スタートを切った
と認識しており、今後、新たな局
面における長浜町としての主張を
まとめ上げながら、町民の皆さん
に説明し、意見を聴きたいと思っ
ている。

と明確に主張させていただいたも
のである。このことから、国とし
ても計画見直しとなったわけであ

私のこの問題に対する基本姿勢
は変わりなく、あらゆる角度から
この問題に対する分析・研究をし、
その情報を公開して、議会・住民
の皆さんに問題提起をしていきたく
いと思っている。そして、議論を
重ね努力することにより、自ずと
私たちの誤りのない判断ができる
と考えている。

住民投票について



惣谷 夫二郎 議員

現制度の中で 民意をとりながら

質問：現在、我が町の重要問題
であるダム建設・分水の是非につ
いては、行政・議会と町民の思い
が大きくかけ離れている。この問

題に対しては、残念ながら行政も
議会も町民の考え方を反映してお
らず、町民はやり場のない憤りと
大きな不信感を持っている。町の
将来に関わる大きな問題としては、
市町村合併問題もそのうちの一つ
である。これら重要案件の決定に

際し、町民が望むならば、あるい
は行政が判断に苦しむ場合は、そ
の賛否を住民投票で問うべきであ
ると考える。そのために住民投票
制度の整備、条例づくりが必要と
思うが、町長はどう考えるか。

答弁（町長）：住民投票制度は、
現行法下で認められた制度である。

一方、現在の自治制度が、間接民
主主義を原則として行われている
ことはご承知のとおりである。

「町民と町長との思いがかけ離れ
ている」とのことについては、私
も認めるが、そのことを踏まえて
様々な努力をしていかなければな
らないと思っており、そこから直
接に住民投票には結びつかないと
考えている。議員さんも、住民の
代表の議員として議会に出ておら
れるわけであるが、今までの議会
活動の中で、議会制民主主義の限
界を感じられたでしょうか。私は、
できる限りの広報活動や、直接・
間接に皆さんにお会いしながら、
主張の場を設けていきたいと考
えている。

住民投票は、認められた法律の
もとで住民なり議会なりでできる
制度であり、私がやるとかやらな
いかという問題ではないと思っ
ている。この議論を議会なりに活
発にしていたら、皆さんの



私たちの肱川（白滝）

期待に沿うような措置がとれるの
ではないかと思っている。住民投
票を否定しているわけではなく、
決して現状が完全であるとは言わ
ないが、現制度の中で民意をとり
ながら、住民の負託に応える努力
をしていかなければならないと考
えている。



2月7日は“北方領土の日”

〈内閣府〉

新世紀 日口の英知で しま 四島返還



多くのクラスでは、はじめはないけれど、あだ名を言うことが時々ありました。

A君がB君のことをあだ名で呼んでいたとき、ぼくたちもおもしろがって言っていました。言われたらどんな気持ちがあるだろうかなんて考えていませんでした。でも、ほかのみんなが、「そんなこと言っちゃダメだよ」と話してくれたことがきっかけで、B君に対するあだ名はなくなりました。

ぼくは、クラブの時間にも上級生のCさんのことをあだ名で呼んでいました。となりのクラスのD君が言い始めたあだ名でした。D君につられるように、ぼくもみんなも言っていたのは、D君のことを注意すれば、自分がいじめられるかもしれないと思う気持ちもありました。このことを知った担任の先生が、ぼくたちに、

「Cさんが、クラブの時間に〇〇と言われてつらそうよ。」
と言われたときに、ぼくは、はつとしました。Cさんが、そんなにいやな思いをしているとは考えもしなかったからです。Cさんの気持ちを考えると、自分が

とてもはずかしくなりました。その後、じつくりとCさんの気持ちを考えてみました。ぼくの名前に、「どんな困難にも涼しい顔をして切りぬけるたくましい子どもに育ってほしい。」という願いがこめられているように、Cさんの名前にも、大切な願いがこめられていることでしょう。その名前を、ぼくたちは、変なあだ名で呼んでしまっ

人権作文

「相手の気持ちを考えよう」

小学5年生

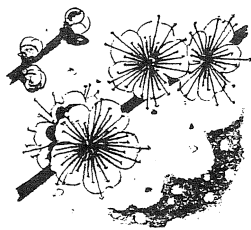
(11年度人権作文集より)

ていました。明るく元気なCさんだけど、心の中では泣いていたんだ、とてもつらかったんだだろうなと思います。ぼくは、その日の放課後あやまりに行きました。

「Cさん、〇〇と言ってしまったごめんなさい。」
すると、Cさんは、笑顔で、すぐにゆるしてくれました。そのしゅん間、重いものがなくなっただけで、軽くなっただけを感じました。

今までつらかったのにすぐにゆるしてくれたCさんは、本当にやさしいなあと、心がすっきりしていくような感じもしました。そのとき、これから、もっともつと思いやりを大切にしよう、相手の気持ちを考えて勇気をもって注意しようと思いを決めました。

ぼくたちが毎日生活している中で、もしかしたら、気づかずにだれかをきずつけているかもしれません。自分たちの知らないところで、やさしく手をさしのべている人もいます。ぼくたちは、終わりの会で、それらのことを紹介し合うようにしています。ぼくは、これからは相手を思いやる心を大切にして、友情の輪を広げ、クラスから学校へ、学校から社会へと大きな輪にしていきたいと思っています。



長浜中学校からお知らせします

～生きる力の育成を目指して～

長浜中学校では、「ゆとり」の中で「生きる力」の育成を目指して、平成12年度4月から「総合的な学習の時間」を設けています。これは、自ら課題を見つけ、その解決を目指して試行錯誤していく過程を大切に学習です。この力こそが、現在の激しく変化していく社会に対応し、生き抜いていく力に通じるものと考えています。

【3学期の内容として】

◆ 自分でテーマを設定し、実際に調べる活動
3学期より、自分でテーマを設定し、それを調べたり、まとめたりする活動が始まります。

そのため、学校から外に出て、調査したり、体験したりする生徒も出てきます。その際、研究の協力や補助を学校から依頼することもあるかと思いますが、皆様のご協力をよろしくお願い致します。

なお、その時間は、通常月曜日の午後からを設定しております。

【1学期・2学期までの内容】

- ◆ 課題の見つけ方を学ぶ活動例
 - 長浜横断ウルトラ・クイズ
→郷土に目を向けさせる
 - 目の不自由な人の生活を考える
→福祉に目を向けさせる
 - 世界の料理
→自国の文化、世界の文化に目を向けさせる
 - 『花と人生』水口建さん講演
→人としての生き方に目を向けさせる
- ◆ 調べ方を学ぶ活動例
 - ワープロの使い方
 - デジタル・カメラの使い方
 - 学校図書館の利用法
 - インターネットの利用法等

確定申告は正しくお早めに

申告書の提出は郵送でお早めに！

平成12年分の所得税の確定申告は、2月16日から3月15日までですが、期間間近になりますと税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくようなことになりかねません。確定申告は、できるだけ早めに済ませてください。

確定申告をしなればならない人

一般の人

▼商業、工業、医業、農業、漁業などで収入を得ている人▼地代、家賃、配当などの収入のある人▼土地や建物を売った人

その他、平成十二年中に各種の所得金額の合計額が、基礎控除・配偶者控除・扶養控除・その他の所得控除の合計額を超える人は必ず申告しなければなりません。

なお、昨年まで申告義務のなかった人は、もう一度本年の所得を確かめてみてください。

サラリーマン

サラリーマン（給与所得者）の所得税は、年末調整によって精算されるので、普通の場合は確定申告の必要はありません。

しかし、次のような人は申告しなければなりません。

▼給与の年収が二十万円を超える人▼二か所以上から給与をもらっている人▼給与以外の所得が二十万円を超える人

上手な納税相談

納税相談期間中、税務署は大変混雑します。自分のためにも、また、待っている他の相談者のためにも正しい申告を早く終わらせたものは次のようなことに注意しましょう。

▼申告書を確認して、住所・氏名・扶養控除欄など記入できるところは、記入しておいてください。▼収支内訳書は、帳簿・領収書などから同封されている収支内訳書の分かるところを記入しておいてください。▼関係書類は持参しましょう。

税務職員も税金を納めている納税者です。同じ納税者ですので、お気軽に相談ください。

確定申告に必要な書類

▼申告書をお送りしている人は、必ずその「申告書」▼印鑑（認印）▼所得金額の計算できる帳簿記録など▼給与・年金などのある人は、「源泉徴収票」▼医療控除を受ける人は、「支払った医療費の領収

書と保険などで補てんされた金額の明細書」▼社会保険控除のある人は、「国民健康保険、国民年金などの支払の明細書」▼生命保険料控除、損害保険料控除のある人は、「支払保険の証明書」▼住宅取得等特別控除を受ける人は、「住民票」「家屋の登記簿謄本」「売買契約書」「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」など▼雑損控除を受ける人は、「被害を受けた住宅・家財の証明書」などを必ずお忘れなく持参してください。

申告書の提出

確定申告書はご自分で記載して郵送による提出を

大洲税務署の窓口には、分かりやすい「申告書の書き方」や「説明書」を備え付けておりますので、それらを参考に、できるだけ自分で記載して、郵送で提出してください。また、土曜日・日曜日・休みですので、休日の申告書等の提出には、時間外ポストをご利用ください。

なお、申告書用紙や分かりやすい申告書の書き方等は、役場税務

課にも備え付けていますのでご利用ください。

定率減税の適用をお忘れなく

平成十二年分の所得税についても、定率減税が適用されます

今回の定率減税は、つぎの金額が納付すべき所得税額から控除されます。

○所得税額の二〇%相当額です。ただし、その金額が二十五万円を超える場合には、二十五万円が限度となります。

なお、確定申告をする必要のないサラリーマンの方は、年末調整で定率減税を含めたところで、税金が精算されています。



大変便利な
振替納税の利用と
還付金の受取は

預貯金口座振込で

所得税の納税の方法に、銀行などの預貯金口座から振替によって納税する振替納税の制度があります。この制度を新たに利用する場合には、預貯金先の金融機関又は、所轄の税務署に「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

また、還付金を受け取る場合には、早くして安全確実な預貯金口座振込を利用してください。

詳しくは、大洲税務署(☎二四一三一一五)までお問い合わせください。



町・県民税の申告は

三月十五日までです

平成十三年度町・県民税の申告は、二月十六日から三月十五日までですので、期限内にお忘れなく申告してください。

申告をしなければならぬ人

平成十三年一月一日現在、長浜町に住民登録されている人で、次のような人は、町・県民税の申告をしなければなりません。

- ▼国民健康保険に加入している人
- ▼給与所得のほかに、農業、家賃、地代等の収入のある人
- ▼勤務先から給与支払い報告書を提出されない人
- ▼給与所得以外の人で、営業や農業、その他の事業を行っている人、または、雑所得、副業、内職等で平成十二年中に所得のあった人

申告に必要な書類

- ▼町・県民税の申告書(役場税務課または申告会場にあります)
- ▼給与所得または年金の場合は、源泉徴収票



申告を しなかった場合

町・県民税の申告をしなかった場合は、推計で課税することになり、国民健康保険税等の軽減措置が受けられないことがあります。また、所得税の確定申告をされた人は、町・県民税の申告をする必要がありますので、お間違いないようにお願いします。

なお、所得税、町・県民税の申告相談については、役場税務課(☎五二一一一・南二〇四一)へお問い合わせください。

暮らしのワンポイント

こたつや電気毛布、カイロなどがある冬。でも、暖房器具の使い方によっては「低温やけど」になってしまうこともあり、要注意です。

触っていると暖かく気持ちのよい六〇度くらいの温度でも、一分間、皮膚に圧迫して使い続けるとやけどをします。これが「低温やけど」です。接触時間によっては、さらに低い温度でもやけどになることがあります。

国民生活センターに寄せられた報告によると、低温やけどを最も引き起こしている暖房器具は、使い捨てカイロ。以下、湯たんぽ、あんか、こたつ、電気カーペット、電気毛布などが続きます。

高齢者や体の不自由な人、病气やけがをした人に起きやすく、酔って眠り込んでやけどを負ったという例も。

低温やけどは、皮膚の表面ではわずかなやけどに見えても、内部が壊死(体の組織の一部が死ぬこと)してしまうこともあります。ひどい場合は手術が必要になるなど症状は深刻です。

低温やけどを防ぐには、まずそれぞれの暖房器具の注意表示をよく見て使用方法などを守り、さらに使用中は圧迫しないようにしたり、こまめに体の姿勢を変えたりすることが大切です。

使い捨てカイロは長時間体の一か所に固定せず、睡眠中は使わないように注意しましょう。

湯たんぽや電気あんか、電気毛布などは、なるべく低温で使用するか、体から離して使うようにしましょう。

電気カーペットは、乗ったときに暖かいと感じるようでは温度が高すぎます。座ると徐々に暖かくなる程度が適温だと覚えておきましょう。

低温やけど

暖房具の使い方に注意!

低温やけどになってしまったら、水で冷やしても効果はありません。見た目より重傷の場合が多いので、早めに医師の診察を受けてください。



一しょん!!

IT

インフォメーション・テクノロジー
(情報通信技術)講習

受講者募集!

この講習は、すべての住民の皆さんが「IT (情報通信技術)」に十分対応できるように、基礎技能を習得いただくために開催する講習です。

1 今回のこの講習では

- パソコンの基本操作
 - 文書の作成
 - インターネットの利用
 - 電子メールの利用
- など、基本的な技能を12時間の講習で習得していただきます。

2 受講できる方は

- 愛媛県内に住んでいる20歳以上の方であれば、だれでも受講できます。

3 受講申し込みは

- 愛媛県から新聞折込で配布された「IT講習」受講募集チラシ付属のハガキでお申し込みください。

なお、受講募集チラシは、役場窓口、教育委員会、ふれあい会館、各公民館にも用意しております。

4 開催場所と日時は

- 今年度は、長浜町体育館(中央公民館)と大

和公民館で行います。日時は、3月19日(月)から3月24日(土)の午後7時から午後9時までです。(原則として全時間受講をお願いします。やむを得ず一部受講できない場合は、教育委員会までご連絡ください。)

なお、募集人員は、各会場20名となっておりますので、先着順で定員になり次第締め切らせていただきます。

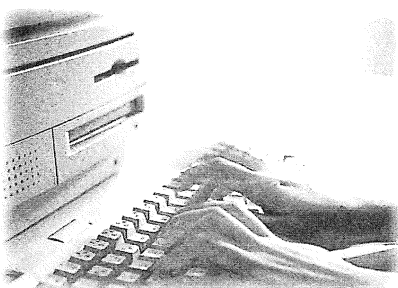
5 受講に必要な費用は

- テキストのコピー代として、お一人500円いただきます。(3月19日に各会場で集めます。)

6 今後の予定は

- 13年度も、同様の講習会を予定しております。詳しくは、3月号の広報紙に13年度第1期(4月～6月)講習予定を掲載しますので、ご覧ください。

なお、詳しくは長浜町教育委員会(長浜町大字長浜甲489-1: ☎52-1111・(有)2161: Fax59-3065)までご連絡ください。



「みなさんからののお便利コーナー」への 投稿をお待ちしています!

お気軽に
ご応募
くださいね!

広報ながはまでは、皆さんからの投稿記事や写真を広く募集し、

「みなさんからののお便利コーナー(仮称)」としてご紹介したいと思います。

募集内容や応募の決まりなどは、次のとおりです。どしどしご応募ください。

【募集内容例】○地域の話題・できごと○珍しい物や自然現象、風景、ある瞬間等の写真(掲載はモノクロ)○自作のイラスト・マンガ○自慢のペット○町政への提言や日頃思っていること…等、特にジャンルは問いません。

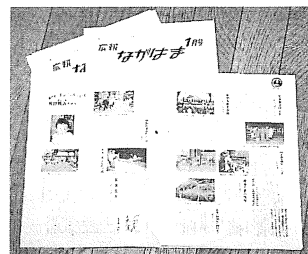
【応募の決まり】○原稿量は特に定めませんが、紙面の都合により断り無く加除訂正させていただく場合があります。○写真がないとわかりにくい場合は、内容により写真を添付してください。○写真投稿の場合は説明原稿を添えてください。

【応募方法】住所・氏名・連絡先を明記の上…○写真は、プリントしたものを説明文と一緒に郵送、または持参ください。○原稿のみの方は、郵送・持参のほか、長浜町ホームページの投稿欄への投稿も受け付けます。

※ただし、住所・氏名・連絡先のないもの及び、政治・宗教・営利目的並びに個人・団体等の中傷と思われるもののほか、掲載に不適切と思われるものは採用いたしません。

【締め切り】毎月末に締め切り、翌々月の広報ながはまに掲載予定です。応募多数の場合は事務局にて抽選させていただきます。

【応募先・お問い合わせ】〒799-3401喜多郡長浜町大字長浜甲480-3: 長浜町役場総務課情報管理係「投稿コーナー」(☎52-1111・(有)2170・ホームページアドレス<http://www.town.nagahama.ehime.jp/>)まで。



ふれあい会館だより

第6回どろんこの詩展 (野村学園生作品展)

6回目を迎えるこの作品展。今回も、野村学園の園生が豊かな感性と表現力で創作した、詩集や版画詩、繭団扇などが多数展示されます。

皆さん、この機会にぜひご鑑賞ください。

【期間】2月6日～18日(月曜日休館・午前9時～午後5時)

【場所】ふれあい会館ギャラリー

4月(一部1月)～ 雇用保険制度が 変わります

主な改正点

- 離職理由による給付日数の改正
一般の離職者 90日～180日
倒産・解雇等による離職者 90日～330日
- パート労働者、登録型派遣労働者の適用基準の緩和
年収90万円以上要件の撤廃
- 雇用保険料率の引き上げ
原則11.5/1000→15.5/1000
(1月からの改正点)
- 育児・介護休業給付の支給率の引き上げ
25%→40%
- 教育訓練給付の支給上限額の引き上げ
20万円→30万円

なお、詳しくは愛媛労働局職業安定課(☎089-943-5221)または、ハローワーク大洲(☎24-3191)までお問い合わせください。



ご存じですか? 家電リサイクル法

家電リサイクル法とは、家庭で不要になった家庭電気製品をゴミとして処分しないで、その部品や使用材料を再資源化するために作られた法律です。

これにより、家庭電気製品のうち、冷蔵庫・洗濯機・テレビ・エアコンの4種類が指定されました。今年の4月からは、指定された電気製品について消費者がリサイクルに要する費用を直接負担し、メーカーが再資源化を行うこととなります。

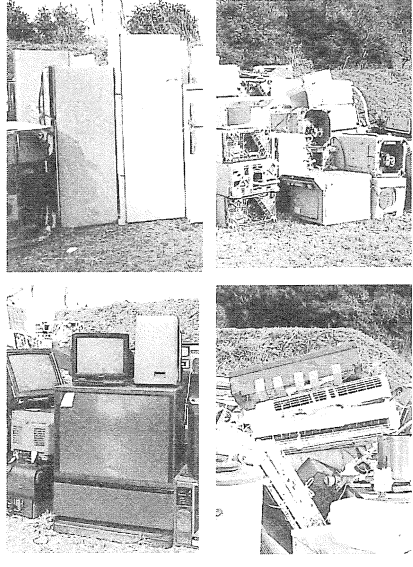
このため、町民の皆さんはこれら4品目の廃家電の処理費用と運賃(家庭→小売店→指定引取場所→家電リサイクル工場)を全額負担しなければなりません。

また、この法律では、小売店の下取りと過去に自分が販売した商品の引き取りも同時に義務化されましたが、これ以外の商品は小売店に引き取り義務がありませんから、町民の皆さん自身がメーカーの指定する「指定引取場所」(長浜町の場合、指定引取場所はメーカー毎に松山市か大洲市となります。)か「家電リサイクル工場」に運び費用を支払わなくてはなりません。

ただし長浜町では、手数料(粗大ゴミ処理シール)を徴収しこの4品目を粗大ゴミとして収集してきましたので、小売店に引き取り義務のない商品についてのみ、法律の施行後(4月以降)も申し込みがあれば皆さんに代わり、メーカー毎の指定引取場所まで運搬します。

この場合の処理手数料は、リサイクルに要する費用などが加算されて増額されます。

手数料の額や支払方法など詳しくは次回の広報「ながはま」でお知らせする予定です。



新刊情報です ～長浜町立図書館～

- | 書名 | 著者 |
|---------------------|-------------------------|
| ○夫婦が読む本 | 鈴木 健二 |
| ○老いと家族 | 染谷 倭子 |
| ○アグネスの子育ては「TWO WAY」 | アグネス・チャン |
| ○生きてます・15歳 | 井上美由紀 |
| ○心の天気図 | 五木 寛之 |
| ○子供が育つ魔法の言葉 | ドロシー・ローノルト
レイチャル・ハリス |



国民健康保険に加入されているみなさんへ

医療費が高額になったときに自己負担する上限が変わりました！

高額療養費の自己負担限度額の改正

高額療養費とは、同じ月内に、同一の医療機関に支払った医療費の自己負担分が限度額を超えた場合、その限度額を超えた分について、申請により後から払い戻しを受ける制度です。過去12か月以内に高額療養費の支給を受けた回数が1～3回目のときと、4回目以降では自己負担限度額が異なります。

○ 今まで、高額療養費の自己負担限度額は次のとおりでした

一般世帯

住民税非課税世帯

3回目まで63,600円
4回目まで37,200円

3回目まで35,400円
4回目まで24,600円

○ 平成13年1月1日からは次のようになりました！

上位所得世帯(新設)

一般世帯

住民税非課税世帯

3回目まで121,800円
医療費が609,000円を超えたときは、超えた分の1%を加えます。
4回目以降は70,800円

3回目まで63,600円
医療費が318,000円を超えたときは、超えた分の1%を加えます。
4回目以降は37,200円

3回目まで35,400円
4回目以降は24,600円
今までと変わりません！

改正のポイント

- ①自己負担額の上限に上位所得世帯(※)の区分が新設されました。
- ②医療を多く受けた人にはその分に応じた加算がされるようになりました。

※上位所得世帯とは、国税算定の基礎となる課税標準額(基準所得金額)が670万円を超える世帯です。

◎ 安定した国保の運営と医療の提供のために みなさんのご協力をお願いします。

老人医療受給者の
みなさんへ

病院へ保険証提示
のお願い

あなたが所持されている保険証は、あなたの医療費をこの保険者が支払うのかを病院に証明するためのものです。(国民健康保険加入者は長浜町、社会保険加入者は社会保険事務所など)


もしその保険証が何らかの理由で変更になったにもかかわらず、届出をしないで通院等をした場合には、間違った請求がなされます。平成十一年度には、こういった老人医療受給者の保険証変更の提示がないために、病院から町への請求間違い件数が二百五十八件もありました。

あなたが加入している保険証に変更があれば、すぐに役場国保係へ届出るとともに、あなたが通院されている病院へ必ず保険証が変わったことを提示してください。あなたが保険証を病院に提示することによって、未然に誤りを防止することになりますので、ぜひご協力ください。

高齢者が病院の窓口で支払う費用が変わりました

平成13年1月1日から老人保健法の一部改正により、今まで支払っていた老人保健医療受給者の一部負担金額等が下表のように変わりました。

病院にかかられるときは医療費の支払額にご注意ください。

改正点	改正前（平成12年12月31日まで）	改正後（平成13年1月1日から）
外来の一部負担金 	1日につき530円負担 1か月4回まで（5回目以降無料）	★病院………かかった費用の1割を負担 ただし、 ベッド数 <u>200床未満</u> の中・小病院は 1か月上限3,000円 ベッド数 <u>200床以上</u> の大病院は 1か月上限5,000円 ★診療所………1日につき <u>定額800円</u> （1か月4回まで、5回目以降無料） または費用の <u>1割負担</u> （1か月上限3,000円）のいずれかを <u>診療所が選択</u> 。 ★院外処方を行う医療機関 ……………かかった費用の1割を負担 ただし、 中・小病院（200床未満）及び診療所では、 1か月上限1,500円+薬局に1か月上限1,500円 大病院（200床以上）では、 1か月上限2,500円+薬局に1か月上限2,500円
外来の薬剤一部負担金	平成11年7月1日より特例措置で受給者に代わって国が負担	廃止
入院時一部負担金	1か月につき1,200円負担 ★住民税非課税世帯 ……………1か月上限35,400円 ★住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 ……………1日につき500円負担	かかった費用の1割を負担 ただし、 ★一般 ……………1か月上限37,200円 ★住民税非課税世帯 ……………1か月上限24,600円 ★住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 ……………1か月上限15,000円
高額医療費支給制度	制度なし	入院等で同じ世帯内で同じ月内に30,000円以上（住民税非課税世帯は21,000円以上）医療費を支払った受給者が複数いる場合、それらを合わせて37,200円（住民税非課税世帯は24,600円）を超えたとき、その超えた金額が支給されます。
入院時食事療養費（1日）	★一般 ……………760円 ★住民税非課税世帯 ……………650円 ★住民税非課税世帯で過去1年以内に入院日数が90日を超える入院 ……………500円 ★住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 ……………300円	★一般 ……………780円 住民税非課税世帯の金額、及び内容は改正前と同じ
訪問看護	1日につき250円負担	かかった費用の1割を負担（1か月上限3,000円）施設によっては1日につき600円（1か月5回まで、6回目以降無料）の場合もあります。

住民税非課税世帯に適用する医療費の減額認定、あるいは高額医療費支給制度に該当する場合の申請等については、医療保険証、印鑑、領収書等、申請に必要なものがあります。

詳しくは、役場保健介護課国保係 ☎52-1111（内線34）、(有)2071までお問い合わせください。

国民年金の加入は国民の義務です

サラリーマンの奥さん

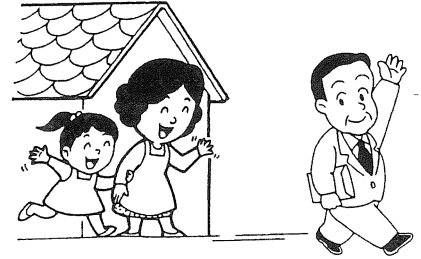
こんなとき国民年金の届出が必要です お忘れなく！

○ 第3号被保険者になります

- ①結婚して夫の扶養（被扶養配偶者）になったとき
- ②勤めをやめたり収入が減って夫の扶養になったとき
- ③夫が転職して別の会社員となって夫の扶養になったとき

第3号被保険者の保険料は、配偶者の加入している被用者年金制度全体から国民年金制度に対して拠出金として負担されるので、個別に納める必要はありません。

また、第3号被保険者の届出を遅れて行った場合は、第3号被保険者期間のうち、直近の2年間までの期間は遡及して国民年金の保険料納付済期間に算入されますが、それ以前の期間は算入されません。



○ 第1号被保険者になります

- ①収入が増えて夫の扶養でなくなったとき
- ②夫が会社をやめて自営業者になったとき
- ③夫と死別したり、離婚したとき（厚生年金・共済組合の加入者は除く）

☆お勤めされて厚生年金・共済組合に加入すれば、第2号被保険者になります。事業所等で届出されますので、個別に届出は必要ありません。

秋色（豊玉通博・宇和島市）
白滝色の娘（上甲金弘・八幡

【佳作】

義昌・松山市

男・松山市）あこがれ（浅野

町）ほほえみ（谷脇信男・高

山市）秋色鑑賞（忽那博史・松

伊予市）光溢れて（丹生谷充正・松山

市）秋色鑑賞（忽那博史・松

上老松）くれないもゆる（高橋昌興・

伊予市）光溢れて（丹生谷充正・松山

市）秋色鑑賞（忽那博史・松

伊予市）光溢れて（丹生谷充正・松山

市）秋色鑑賞（忽那博史・松

伊予市）光溢れて（丹生谷充正・松山

市）秋色鑑賞（忽那博史・松

伊予市）光溢れて（丹生谷充正・松山



推薦作品・ほほえみの中で

【入選】

晩秋の頃（杉森齊・吉田町）
秋色の女（野本亭・松山市）

【特選】

ほほえみの中で（松本隆平・松山市）

【推薦】

十二月二十一日に実施された「白滝もみじまつり撮影会」の審査会が、一月十日に白滝公民館で行われ、応募のあった百七十三点（五十三人）の中から、次の二十三点が入賞しました。（敬称略）

推薦に松本さん（松山市）
白滝もみじまつり撮影会

浜市）・00晩秋の白滝（末光則夫・松山市）秋の彩（曾我部茂・松山市）S
L来たる（島川武・松山市）るり姫さ
ま（大久保重義・八幡浜市）滝を望み
て（山内達信・今治市）水音を聞きな
がら（井の口かよ子・松山市）憧れの
SL（丸川喜世子・砥部町）小春日和
（景浦愛躬・砥部町）

ご成人 おめでとうございます

平成13年成人式

～ 新成人者 112人 ～

1月7日、中央公民館で平成13年成人式が開催され、町内の新成人者112人（男子54人、女子58人）が、めでたく成人式を迎えました。

なお、新成人者の氏名は次のとおりです。（敬称略）



長浜地区（22人）

川上洋平、首藤和恵、山崎義郎
田中美、大井昭司、井上さゆり
新開まどか、水本幸博、和田麻美
竹内信子、藤渕奈月、松石良子
二宮善信、鶴崎智大、玉井優紀
藤渕由紀、高澤宣子、西崎裕
石田よう子、玉井達也、城元英治
矢野慶一

沖浦地区（17人）

明智裕也、菊地剛久、福富誠
明智和愛、稲田早苗、沖江麻衣
戎理、足利真紀、二宮由香里
大石明、山田直哉、村田満
宮脇舞、袖野雅夫、萬代太
菊地望、馬場あゆみ

今坊地区（9人）

藤岡梓、澤井幸太、藤堂真織



子どもたちから花束が贈られました

意見発表を行う萬代太さん



西山雅美、亀井皇志、松浦千佳子
上田太、登尾三穂、松岡幸男

櫛生地区（11人）

村上直美、寶生明子、山本拓也
桑野幸子、山本あかね、清水くみこ
城戸忍、高橋瑠里、井上真琴
澤田愛美、大塚さおり

出海地区（10人）

上村昇一、藤井友希、坪田三代子
山口正恵、安藤謙一朗、石山大
垣内純子、河中健志、後藤奈々恵
村本健

大和地区（18人）

中上理恵、山本浩、田淵さよ

誓いの言葉を述べる
尾上絹代さん



豊茂地区（9人）

村上佳史、澤田暁子、山本仁
高橋慶多、下村宏樹、矢野智規
加藤浩嗣、宇都宮裕樹、菊地安平
菊地治二、亀岡和恵、林田堅太
西内幸子、仲井恭子、中田貴久

白滝地区（8人）

植本友紀、植本浩幸、兼高雄也
兼高典明、小西浩司、増本直美
藤田雅彦、藤渕牧子、城戸牧恵
泉和恵、上杉恵巨、橋本奈津江
尾上絹代、石川広宣、上野寿行
世ノ上舞子、大西直樹

戒川地区（3人）

宮本寛基、中野秀彦、矢野陽平

柴地区（5人）

高橋恵美、中嶋大策、山下雅恵
山下純子、梅園美香

意見発表を行う山口正恵さん





園児らが火の用心!

〜ちびっ子防火パレード〜
十二月十九日、白滝地区でちびっ子防火パレードが行われ、白滝保育所園児をはじめ、関係者約四十人が参加した。

園児らは、そろいの法被で身を包み、拍子木を鳴らしたり、まといや小旗を振ったりして、加屋・小野地区を中心に元気よくパレード。途中には、老人ホーム白山園を訪問し、園児自作のチラシを配布するなどして、年末年始の火の



パレードを行う園児たち

用心を呼びかけた。

初一局の行方は

〜新春囲碁大会〜



真剣な表情で盤に向かう参加者

一月六日、ふれあい会館で恒例の第七十一回新春囲碁大会が開催され、町内外の囲碁愛好者二十四人が参加して静かなる戦いが繰り広げられた。

主な結果は次のとおり。

(敬称略)

- A級
 - 【優勝】高田善三郎(保内町)
 - 【準優勝】石川 仁(大洲市)
 - 【第三位】榎尾博承(松山市)
- B級
 - 【優勝】黒田教示(沖浦)
 - 【準優勝】篠崎秀矢(内子町)
 - 【第三位】鎌田彦市(出海)

各地で七草がゆを楽しむ

〜親子で野草に親しむ会〜

一月六日豊茂小学校グラウンドを主会場に、また、一月七日柴公民館を主会場に、それぞれ親子で野草に親しむ会が開催され、地域の家族連れや、各種団体会員らが多数参加した。

七草を採集し自然に親しみながら、地域住民の融和、健康増進の意識の向上などを目的に行われているこの行事。子どもたちは、採集の前に今一度七草の効能などを復習。それぞれ空き袋を手近くの田んぼや畑を巡り、目当ての七草を目を凝らしながら集めていた。自分で持ち帰った七草がゆの味はまた格別。参加者は、今年一



まずは七草の復習を(豊茂地区)



とてもおいしく頂きました(柴地区)

年の無病息災の願いを込めて、おいしそうに七草がゆをほおばっていた。

長浜文芸

|| 豊茂俳句会 ||

- 天頂へ届く伊予路の蜜柑狩り 高左木芳
- 熟しつつ沈む太陽みかん島 松森 向陽子
- 部屋の灯をみなつけて待つ帰省の子 谷本 一善
- 小春日や夫の運転夢ごち 藤岡 蓉子
- 入日濃き梢に幾日木守柿 宇都宮 恵美子
- 二杯目はコップに替へておでん酒 松田 吉幸

退院の向友の笑顔冬薔薇

河野 友子
取り残す梢の蜜柑よく見える

神西 光子
句会の輪少し縮みし年忘れ

鎌田 政子
まがる背も生きてる証し年忘れ

小西 イセ子
赤飯におはぎにうどん年忘れ

松田 裕子
年忘れ本音を出して高笑ひ

都田 まさこ
落ち葉焚く隣の家は鼻の先

渡辺 恭一
ミレニウム我ここにあり年忘れ

米岡 幸市
賀状書く脳細胞の朽ちるまで

菊地 徹
|| 豊茂小学校 ||

お正月かどまつたてていらっしや

い 一年 水本 周佑
まつと竹かどまつ作り楽しいな

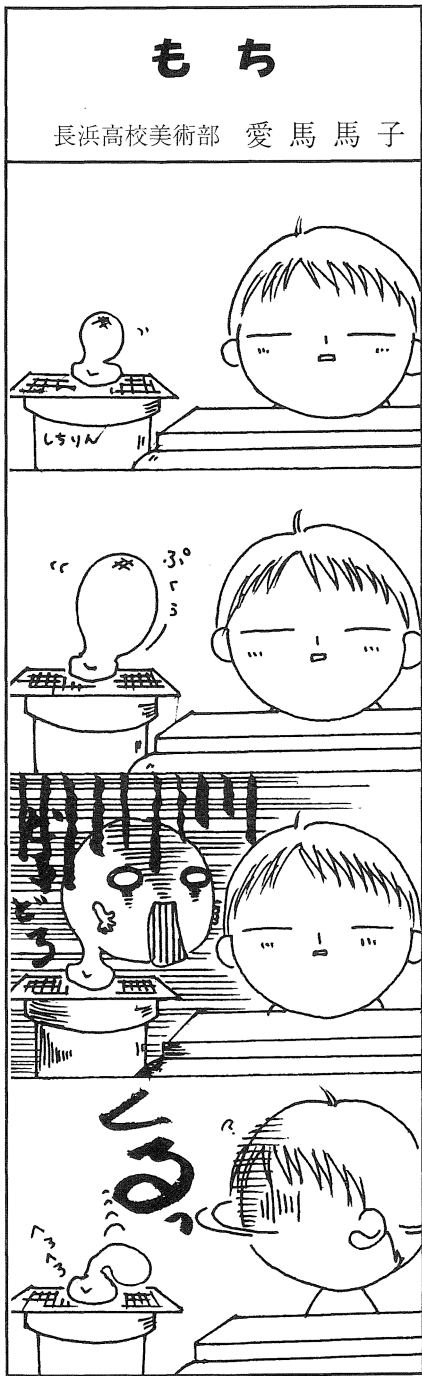
二年 西本 貴広
お正月こまをまわしてあそぼうか

二年 岡本 智香
寒すぎるふとん出られず朝ねぼう

三年 大石 歩
水たまり雪につつまれさむそうだ

三年 菊地 真紀
寒い朝ロボットみたいに歩いたよ

四年 宇都宮 清

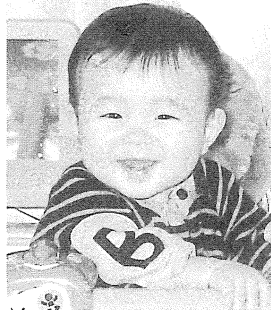


もち

長浜高校美術部 愛馬馬子

一歳です コンニチハ 209

かいと 二神海斗ちゃん(黒田)



平成12年2月15日生まれ

(父||健一さん・母||千代絵さん)

海のように広い心を持ち、強い子に育ってくれるよう願って名付けました。
元気で優しい人になってほしいです。

お正月いどこに会えてうれしいな
五年 菊地 啓良
ねむいなあこたつでうとうとと大み
そか 五年 山尾 彩華
雪うさぎずつととけずいいてほし
い 六年 久保 厚子
初日の出まっかな顔でおめでと
う
六年 藤岡 佑輔



あなたを待っている 人がいます

～ 骨髄バンクに登録を～

毎年約6,000人の方が白血病などの血液難病にかかっています。しかし、骨髄液の提供(骨髄移植)を成功させるためには、患者さんと骨髄提供者の白血球の型を一致させる必要があります。多くの患者さんが骨髄移植を受けられないでいます。

白血球の型が一致する確率は、兄弟姉妹間で4人に1人、それ以外では数百人から数万人に1人と大変低いので、現在、全国

でドナー登録30万人を目標に骨髄バンクへの登録を呼びかけています。愛媛県でも、骨髄バンク登録窓口を開設し、20歳から50歳までの健康な方の登録をお願いしています。

【登録の方法】腕からの約10ccの採血で済みます。

【骨髄バンク登録窓口】○八幡浜中央保健所(八幡浜市北浜: ☎0894-22-4111・開設日…毎週火曜日)○愛媛県骨髄データセンター(松山市高岡町・愛媛県赤十字血液センター内: ☎089-973-0700・開設日…毎週月曜日・水曜日)

なお、登録する場合は、事前に予約が必要です。

四国電力からのお知らせ 長浜お客様センター 廃止について

このほど四国電力では、平成十二年三月からの「電力小売の部分自由化」実施など厳しさを増す経営環境の中でさらに効率的な業務運営を行うため、誠に勝手ながら、皆様方に長年ご愛顧いただきました「長浜お客さまセンター」を平成十三年三月末を持ちまして閉店させていただきます。

これまでの窓口業務は、「大洲営業所お客さまセンター」で承ることといたしますので、何とぞご理解を賜りますようお願いいたします。

また、電気料金のお支払いは、便利で手軽な口座振替としていただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ】四国電力大洲営業所(フリーダイヤル〇一三〇一四一〇一七九五)まで。





夢と希望に満ちた21世紀最初の正月も、あっという間に過ぎて早2月。暦の上では2月4日が立春。しかしまだ寒さは続き、草木の芽が伸びるのは先のこと。この頃の寒さを余寒とか春寒とって、冬の寒と区別する。

季節の変わり目の立春・立夏・立秋・立冬の前日は節分だが、通常は立春の前日の節分だけに、夜は招福の行事の豆まきが全国的に行われる。この日終(ひいらぎ)に鯛の頭を刺したものを戸別に刺し、悪臭を発するものをいぶし、悪霊の進入を防ぐ行事が行われる。

奈良・平安時代には節日といい、季節の変わり目の祝日とした。季節の変わる根本の原因は、地球に対する太陽の照り方で、1年を通じて変化し、そこには特別の日がある。それは2至(し)2分(ぶん)である。2至は最も昼の短い冬至と、最も長い夏至で、2分は昼夜の長さがほぼ等しい春分と秋分である。このことを中国文化では、春分は春の、夏至は夏の、秋分は秋の、冬至は冬の中央点と考えた。2至2分の中間点に来るのが、立春・立夏・立秋・立冬の4立である。

季節感とは、光と気温の両面から見ると納得がいく。実に2月は「光の春」といい、バレンタインデーの2月14日には「小鳥はつがいになる」という諺がある。東京あたりでも、立春頃には雀が「声変わり」して独特の艶を帯びたさえずりを始めるという。光の強まりがホルモン腺を刺激して「鳥の妻恋」の始まる良い季節となる。

2月11日は建国記念の日だが、戦前の紀元節で、戦後1948年(昭和23年)に廃止されたが、1966年(昭和41年)に国民の祝日として復活した。2月14日の聖バレンタインデーは、3世紀にバレンタインの殉死した日で、カトリックの祭日となった。この日を愛の日として、恋人同士や夫婦間でプレゼントを交換し、女が男に求愛できる日とされ、男女が贈り物を交わす風習が日本に伝わる。

2月は梅見の月。俳句に「梅一輪一輪ほどのあたたかさ」とある。この良い時期こそ町発展の好季。一層の発展を祈ってやまない。

愛媛の観光フォトコンテスト

行ってみたい えひめの観光地

愛媛の自然・風物など、だれでも一度は行ってみたいとなるような観光写真を募集します。

皆さん、お気軽にどしどしご応募ください。

【応募方法】○四つ切りサイズのカラープリント○過去1年以内に撮影された未発表のもの○対象は、愛媛の風景・建物・祭り・風物・産業など。人物の被写体がある場合は、本人の承諾を得ること。○応募票(下記へ照会ください)を添付。○一人何点でも応募可。○応募作品は原則として返却しません。入賞作品は、ネガまたはポジを提出していただきます。著作権及び使用権は主催者側に属します。

【締め切り】2月28日

【発表】入賞者に直接通知するとともに新聞等で発表予定。

【賞】○最優秀作品1点…5万円○優秀作品2点…2万円○入選5点…1万円○佳作10点…記念品

【作品の送付先・照会先】〒791-8057愛媛県松山市大可賀2丁目1-28(社)愛媛県観光協会(☎089-951-0711)まで。



白滝まつり(資料写真)

今長出白長沖
坊浜海滝浜浦
洲藤菊岡藤笹
尾井地野測本
浪ノ欣惠
茂子亘(九二)ブコ(八二)也(八二)美子(八三)

12月届出分(敬称略)
おくやみ
住所氏名死亡時年齢

沖今白沖長下沖
浦坊滝浦浜須戒浦
大宮上渡上渡友
原田満壁田邊松
冬拓尚摩真壮梨
樹弥や子夕ゆ弘一郎香

お誕生おめでとう!!
12月届出分(敬称略)
住所子の氏名保護者名

白滝
下須戒
久木
保下
昭万
則周
(七二)(八六)

たばこによる火災を防ぎましょう!

- たばこの投げ捨てをしない。
- 寝たばこは絶対にしない。
- 火のついたたばこを放置しない。
- 歩行中は喫煙しない。



人口・世帯数のうごき

	12月末現在	前月との比較
人口	9,780人 (男 4,623人 女 5,157人)	1人減 (男 1人減 女 増減なし)
世帯数	3,617世帯	5世帯増

新成人者の傍若無人ぶりがテレビや新聞紙上を賑わせました。しかし、私が取材した当町の成人式は、肅々と行われた素晴らしい式典であったと思います。一部のマナー違反者の行動が、一般的な現代の若者像を誤って映し出すことが心配されます。(や)

編集後記